

## 令和2年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年4月24日

開会：午前10時00分～午前10時53分

### ○ 出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校教育課長 棹本 達也

ほか担当職員

○教育長 ただいまから守口市教育委員会の定例会を開催いたします。

まず、初めに、私は4月から首藤前教育長の後を受けまして、教育長に就任しました太田知啓と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。なお、新型コロナのこともございますので、会議の進行は迅速に努め

たいと思います。事務局からの説明も簡素にさせていただきたいと思いますので、どうか御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は駒田委員を御指名申し上げますので、どうか、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」をお諮りいたします。既に、委員の皆様には、1月27日に開催されました教育委員会1月定例会会議録（案）を配付しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会1月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それでは、ここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

日程第4、議案第12号「令和2年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について」は人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で、関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、日程第4、議案第12号につきましては秘密会にて審議することといたします。

それでは、次に、日程第5、議案第13号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」を議題とします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第13号 「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」

守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について、次の

とおりとする。

令和2年4月24日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第13号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページを御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年度に本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償処置に関する法律第14条及び同施行令第15条並びに令和2年3月27日発出の文部科学省初等中等教育局教科書課長通知に基づき、全ての中学校教科用図書の新たな採択を令和2年度に行う必要がございます。

教科用図書の採択は、教科用図書が教科の主たる教材として全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査・研究に基づき適正かつ公正に行われる必要があることから、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、教育委員会から教科用図書選定委員会に諮問し答申を受け採択いたします。

それでは、諮問（案）の内容について、説明させていただきます。本市の教科書採択における基本的な視点として4点を挙げております。

「（1）学びの過程を重視した教科書」、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を踏まえ、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の実現に向けた工夫がある。

「（2）言語活動の充実につながる教科書」、伝え合うこと、書くこと、読むことなど、生徒が主体的に考えたり、表現したりする工夫がある。

「（3）自学自習力の育成につながる教科書」、家庭等での自学自習を促す工夫が

ある。

「（４）本市の特色を活かせる教科書」、義務教育９年間の学びの連続性を考慮した記述の工夫や、生徒・教員のＩＣＴ活用の例示やデジタル資料等の添付などＩＣＴ活用の工夫などがある。

なお、留意事項としまして、「（１）教科用図書の選定に当たっては、適正かつ公正に努める。（２）全ての発行者の教科用図書を綿密に調査・研究する。（３）調査・研究に当たっては、大阪府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用する。（４）選定委員会は調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに、教科用図書における意見を令和２年７月１７日までに提出する。」の４点を確認させていただきたいと考えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長　ただいま、留意事項も含めて説明していただきましたが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。御意見、御質問がないようですので採決したいと思います。議案第１３号につきましては、原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第１３号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、次に、日程第６、議案第１４号「令和３年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局　議案第１４号　「令和３年度使用小学校教科用図書の採択について」

令和３年度使用小学校教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和２年４月２４日提出。守口市教育委員会　教育長　太田知啓。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局　議案第14号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の5ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、令和元年度に教科用図書選定委員会規則に基づき採択し、令和2年度より使用しているものです。令和3年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条の規定により、政令で定める期間である4年間は毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

従いまして、令和3年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書を採択する必要があることから、資料5ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

御質問、御意見はないようですので、採決したいと思います。議案第14号につきましては、原案どおりに承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第14号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第7、報告第7号「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局　報告第7号「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例案に対する意見について」

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について、次のとおり報告する。

令和2年4月24日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 報告第7号「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について」御報告いたします。

恐れ入りますが、議案書の7、8ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市におきましては、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、守口市いじめ防止基本方針を定め、同法第28条第1項に規定する重大事態が生起し、教育委員会が主体となって調査を行う場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関である守口市立学校いじめ防止対策等審議会を置くこととなります。

審議会委員については、守口市立学校いじめ防止対策等審議会条例第3条第2項に基づき、教育委員会が任命を行います。また、審議会委員の報酬については、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表に基づき、その他の委員として月額9,500円と定められているところでございます。

そのような中、平成29年3月に文部科学省より、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、また、平成30年9月20日に、日本弁護士連合会より、「いじめ重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」が示され、その中で審議会委員等としての報酬については、各種の専門家が求められる職務を十全に果たすためにも、専門家としての通常収入、報酬水準に対して遜色のない金額が確保されるべきであることが示されております。

このような状況を受け、大阪府では、大阪府附属機関条例及び大阪府社会福祉審議会条例の一部を改正する条例により、委員等の報酬額を委員等が著しく困難な業務に

従事する場合、その他の特別な事情により日額の報酬の額により難しいときは、当該業務に従事した時間1時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができることとなりました。

本市におきましても、委員がその職務に見合った報酬を受け、その職責を全うすることができるよう、制度の変更が必要であると考えます。本来であれば教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、教育委員会に諮り議決を得るべきところですが、今回、審議会を設置し調査に着手する事案は、本市立学校において、いじめ事案として報告があった事案について、本市教育委員会としても同法及び市基本方針に基づき、いじめ事案に当たると認識したものであり、かつ令和2年3月12日に、被害児童保護者より審議会による調査の要望があったため、速やかに審議会を設置し調査に着手する必要があるため、同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時で代理して意見を定め、審議会委員の報酬の額を日額9,500円としたものであります。

以上、まことに簡単な説明でございますが、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について」報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か、御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 条例の一部を改正する条例の説明についてはよくわかったんですが、この別表の「著しく困難な業務に従事する場合、その他特別の事情による場合」というのはどなたがどういう形で判断されるのか。1人じゃなくて何人かで判断するとか、そういったことがあれば、教えていただきたいんですが。

○事務局 基本的には審議会の会議の中で諮ることが原則であると考えておりますが、今回は審議会を設置して調査に当たるものでございますので、例えば、児童生徒及び関係する教職員への聞き取り、それから最終的には報告書をまとめていただき、場合によってはマスコミ対応等もその報告書を提出する上で必要になってくることもあるかもしれません。そういった会議以外の業務につきましても、今回の「著しく困

難な業務」と位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○教育長　よろしいでしょうか。

ほかに、御質問、御質問はございませんでしょうか。

ほかに、御意見、御質問はないようですので採決したいと思います。

報告7号につきまして、原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、報告第7号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第8、報告第8号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局　報告第8号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」

守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。

令和2年4月24日提出。守口市教育委員会　教育長　太田知啓。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第8号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の9ページから10ページまでをご覧くださいませよう、お願いいたします。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、時間の関係及び発令の日にち上、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長が臨時に代理で決定し、10ページにつきましては、4月1日付で辞令発令いたしました。

以上、報告を申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく願いいたし



ます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、採決したいと思います。

報告第8号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第8号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第9、報告第9号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について」を議題とします。

それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第9号 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について、次のとおり報告する。

令和2年4月24日提出。守口市教育委員会。教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 報告第9号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について」御報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の12ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

去る令和2年4月2日に、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、市町村立学校園の臨時休業等について要請することが決定されました。本来であれば教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、教育委員会に諮り議決を得るべきところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の重要性に鑑み、緊急対応する必要があったため、守口市立学校在籍の児童生徒における新型コロナウイルス感染拡大

防止のため、学校保健安全法第20条に基づき、4月8日から5月6日までの間、守口市立学校の臨時休業を行うことについて同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時で代理して決定するとともに、児童生徒及び保護者、教職員へ周知したところでございます。

資料の(2)、登校日につきましては、4月3日時点では実施を予定しておりましたが、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、同日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、大阪府教育委員会教育長より、登校日は当面の間、実施しないことが要請されたため、本市におきましても現在に至るまで登校日を実施しておりません。

資料(3)、入学式の持ち方につきましては、新入生、保護者、教職員のみで行うこととし、できる限り短時間での実施ができるよう、内容の工夫をするとともに、感染拡大防止の措置を執るよう、再度通知いたしました。入学式当日は大きな問題もなく執り行われたと学校より報告を受けております。

資料(5)、教科書の給与につきましては、登校日を中止としたため、原則4月13日から15日の間に保護者に御来校いただき給与させていただきました。期間内にお渡しすることができなかった保護者につきましては、個別に連絡を取り対応させていただいております。

資料(6)、家庭学習課題等につきましては、家庭での生活・学習や読書の習慣の確立を支援するため、「もりぐちっ子応援プランカード」等を作成し、各学校が作成した学習課題と合わせ、教科書を給与する際に、各学校で提供させていただいております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について」の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か、御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 今日までの間、臨時休業にかかわって、保護者あるいは児童生徒の間で

何か混乱などは起こっていませんか。

○事務局 教科書給与や、卒業式及び入学式につきましては、特に大きな混乱なく実施することができましたし、保護者や児童生徒から問い合わせがあった件につきましても個別に学校や教育委員会で対応させていただいておりますので、その点では大きな混乱はないものと認識しております。

以上でございます。

○委員 その問い合わせというのは結構あるんですか。それとも保護者からの問い合わせはほとんどない状態だったということですか。

○事務局 臨時休業期間はいつまでになるのか、臨時休業期間後はどうなるのか、といった御質問をいただいておりますが、件数としては、週に2、3件ほどでした。

○事務局 補足でございますけれども、特に配慮する児童生徒につきましては、個別に家庭訪問や電話連絡等で子どもの健康状況等を把握させていただいているところでございます。また、教科書給与の際には、保護者を通じてではございますが、全ての子どもたちの健康状況等を各学校の教職員が保護者から聞き取り、今は大きな混乱はないと聞いております。

以上でございます。

○委員 もう一つよろしいですか。

教職員の出勤状況について、テレワークで対応されていると思うんですけれども、おおむね各校何割ぐらいの方が出勤なさっているのでしょうか。大体で結構でございます。

○事務局 8割程度はテレワークをしています。

○教育長 ほかに、御質問、御意見はございますか。

○委員 若干、今のことと関連するんですが、児童クラブについて、先ほどはあえてお話にならなかった部分だと思うんですが、一部開室するというお話があったように思いますが、その点に関しては、今までの間に問い合わせ等はありませんでした

でしょうか。予定どおり開室はされているのでしょうか。

○事務局 休業期間は3月2日からでございますけれども、学校施設を休業させていただきました。それに伴いまして、厚生労働省及び文部科学省から、やはり御自宅に1人で置いておくことはできない子どもたちについては特段の配慮を願いたいということもございましたので、3月2日以降、休業期間中につきましては、守口市の放課後児童クラブの場合は入会と登録と2パターンがあるうちの入会の低学年の部分でございまして、1年生から3年生につきましては、通常の長期休暇期間の対応をとり、朝の8時から夕方の7時までを開室する形で対応させていただいております。

ただ、3月におきましてはそういった形で対応させていただいておったんですが、4月7日から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、特にやむを得ないような状況の場合に限り、現在も開設をさせていただいているというところでございます。ただ、登録児童室につきましては、本来これはこども部所管のことにはなるんですけれども、一定、遊び場の提供というような部分がございますので、今のところはまだ開設に至っていません。先月に市のホームページにもアップさせていただきましたが、5月末までは閉室にしている状況です。入会のほうは、現状も開設をさせていただいているところがございます。

それに伴いまして、特段の混乱ということはないんですけれども、スペースのより広い部分で子どもたちを見たいというこども部からの依頼もありまして、今は入会児童室の教室以外に体育館を使用できるよう教育委員会としては許可をいたしました。以上でございます。

○教育長 今、教育部長から説明がありましたとおり、放課後児童クラブは、市長部局のこども部で担当してやっておりますが、学校も施設を提供する側ということで、教育委員会と市長部局が連携しながら進めております。また、学校の再開に向けても引き続きしっかり連携してやっていきたいと思っております。

○委員 もう一つだけよろしいですか。

守口市だけじゃなくて、世界中がコロナ早期沈静化に向けていろんな制限、我慢、忍耐をしているわけですからけれども、ぜひ、守口市の子どもたちに、我慢、忍耐は意味があるんだと意識レベルが向上するように指導してほしいですね。会うことはできませんけれども、何らかの形で、何か方法を工夫してそれを伝えていただきたいと思いますし、何かおもしろいことも工夫して提供していったらいいと、爆発すると怖いので、しっかりと子どもたちを見つめてほしいとお願いをします。

○教育長 非常に大事なことを言っていただきましたので、引き続き学校を中心にはなりますが、学校と教育委員会でしっかり連携して、子どもたちにしっかり今起こっていることの意味を、これからどういうふうに子どもたちが生活、学習していかなくちゃならないかということ子どもたち自身が考えるように、これから学校も支えていきたいなと思っております。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問はないようですので、採決したいと思います。

報告第9号につきまして、原案どおり承認することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第9号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、報告事項の1から報告事項4につきまして、全て令和2年度の機構改革に関連するものでございますので、一括して報告を受けることとします。

それでは、報告事項1から報告事項4の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項1から4につきまして、一括にて御説明申し上げます。

令和2年度教育委員会における機構改革に伴う要綱の一部を改正するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。議案書の15ページから19ページをご覧くださいませよう、お願いします。

令和2年度から実施された機構改革に伴い、教育委員会点検評価検討委員会、新しい学校づくり検討委員会、市立学校教職員安全衛生管理、市立学校における「指導が不適切である」教諭等への支援及び指導に関する各要綱の構成員の変更といたしまして、教育次長を教育監に、管理部指導部を教育部に改め、単独部制に適した文言になるように修正を加えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、本教育委員会における令和2年度機構改革に係る要綱の一部を改正する要綱につきましての御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か、御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、何か、報告、連絡等はございますでしょうか。

○事務局 私からは大きく3点、報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、全国学力学習状況調査につきまして、今年度の調査の実施は中止と文部科学省から通知がございました。今般のコロナウイルス感染症や、その後の状況及び学校教育への影響等を考慮したものであるとのこと。ただ、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用できるよう、後日送付するということですので、どのような形でおりにくるかということを確認次第、教育委員会としても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

2点目ですが、同様に毎年行っている全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましても中止とスポーツ庁から通知がありました。

最後3点目でございますが、大阪府から図書カードの配布の通知がございました。それにつきましては、今回お示ししました資料をご覧くださいませでしょうか。大阪府から配布される図書カードにつきましては、1枚めくっていただきましたものが見本としてついております。QRコードが載っている紙媒体のものが送付される予定に

なっていると聞いております。もちろん書店でも使えるものですが、オンラインの購入にも使えるとのことです。

本市としましても、これらを5月7日からの教育活動再開に向けて、5月7日以降のスケジュールとあわせまして、各御家庭に各学校から家庭訪問により配布する予定としております。いま現在、まだ図書カードは府から届いていないと、各校から聞いております。各校ではその後の資料にもつけております追加の家庭学習とあわせて資料を準備して、家庭訪問の準備を進めているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに連絡、報告等はございますか。

○事務局 2点報告させていただきます。

まず1点目ですが、この間に市民の方から、ガーゼタオル30センチ四方を3,800枚ほど寄附がございました。枚数が限定されておりますことから、教育委員会としましては、2年生から4年生までの児童生徒に対して各1枚ずつ配布を行いました。また、配布に伴いまして、各家庭でご活用いただくため、他府県の市町村が出しております手づくりマスクのチラシも同封して配らせていただいております。

2点目です。先日、開催された守口市の対策本部会議の中で、現在学校自体は休校中で再開の見通しがついていませんが、5月、6月の間は、もし再開しても安定的に教育活動が行えるかどうかという不安もございますので、まず、そちらをきっちりとさせていただいた上で、一般市民の方にも学校の開放ということを考えておりますので、6月末まで目的外使用をできないという形で、決定したことをご報告させていただきます。

○教育長 他にないようでしたら、本日は議案第12号を残しておりますので、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。関係者以外は退出していただいて結構です。それでは、暫時休憩といたします。

午前 10 時 38 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

○教育長 それでは、これで定例会を閉会したいと思います。本日はどうも御苦勞さまでした。

閉会：午前 10 時 53 分